

教育委員会規則

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 月 日

高知県教育長 田村 壯児

高知県教育委員会規則第 号

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成18年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）第47条の5」を「。以下「法」という。）第47条の6第1項」に改める。

第2条を次のように改める。

（設置等）

第2条 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、その所管する学校ごと（法第47条の6第1項ただし書に規定する場合にあっては、2以上の学校ごと）に協議会を置くように努めるものとする。

2 前項の規定による協議会の設置は、教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等（以下「保護者等」という。）の学校運営への参画並びに保護者等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び子どもたちの健全育成に取り組むという目的を達成するために行うものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、法第47条の6第2項第1号に規定する対象学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴くものとする。

4 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長に対し、その旨を通知するものとする。

第3条を削る。

第4条第1項中「15名」を「10名」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

（5）学識経験を有する者

第4条第1項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

第4条第3項中「設置校」を「対象学校」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項中「1年」を「2年」に改め、同条第3項を次のように改め、同条を第4条とする。

3 委員は、再任されることができる。

第6条第2号中「設置校」を「対象学校」に改め、同条を第5条とする。

第7条第2項ただし書中「当該設置校」を「対象学校」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「当該設置校」を「対象学校」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出し中「基本方針」を「基本的な方針」に改め、同条第1項中「設置校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度、基本方針を作成し、協議会の承認を得るもの」を「法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項」に改め、同項第1号中「及び学校経営計画」を削り、同項第2号中「教育課程の編成」を「学校の経営計画」に改め、同項第3号中「組織編成」を「学校組織の編成」に改め、同項第5号中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第8条とする。

2 対象学校の校長は、毎年度、法第47条の6第4項に規定する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得て、学校運営を行うものとする。

第10条の見出し中「申出」を「聴取」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「法第47条の6第6項又は第7項」に、「当該設置校」を「対象学校」に、「聴取する」を「聴く」に改め、同項を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(協議会が意見を述べることができる事項)

第10条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、学校運営に関する基本的な方針の実現に資する事項(特定の個人に関する事項を除く。)とする。

第11条第1項中「、保護者及び地域住民等」を「及び保護者等」に、「聴取する」を「聴く」に改め、同条第2項中「保護者及び地域住民等」を「保護者等」に改める。

第12条第2項中「設置校」を「対象学校」に改める。

第13条を削る。

第14条第1項第1号中「第6条」を「第5条」に改め、同条第2項中「設置校」を「対象学校」に改め、同条を第13条とする。

第15条を第14条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に設置されている学校運営協議会は、この規則による改正後の高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条第1項及び第2項の規定に基づき設置されたものとみなす。

高知県教育委員会規則

- ◎ 高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則